

CNSD-R700

バージョン アップ手順書

正しくバージョンアップを行っていただくため、本書をよくお読みのうえ、作業を行ってください。手順に従わなかった場合、バージョンアップが正常に終了しない場合がございますのでご注意ください。

<対象機種>

AVIC-MRZ80/MRZ088

※上記対象機種以外のバージョンアップはできません。

はじめにお読みください

- 本製品によるバージョンアップを行う際は、お客様登録が必要となります。なお、お客様登録はアフターサービスの際にお客様の地図バージョンを確認させて頂くために必要となるものです。予めご了承ください。
- 本製品を用いてバージョンアップを行うために、本書に従ってご購入後速やかに“更新パスワード”を取得してください。更新パスワード発行サービスは、将来的に、弊社の事情により終了する場合があります。
- 本製品でバージョンアップを行うと、これまでご使用のバージョンへ戻すことはできません。

<下記窓口へのお問い合わせ時のご注意>

「0120」で始まる電話番号は、携帯電話・PHS一部のIP電話などからは、ご使用になれません。

「一般電話」は、携帯電話・PHSなどからご利用可能ですが、通話料がかかります。また一部のIP電話などからはご使用になれません。

正確なご相談対応のために折り返しお電話をさせていただく場合がございますので発信番号の通知にご協力いただけますようお願いいたします。

更新パスワード発行に関するお問い合わせ先 ※番号をよくお確かめの上でおかけいただけますようお願いいたします

更新パスワード発行窓口

受付時間 月曜～金曜 9:30～17:00、土曜 9:30～12:00、13:00～17:00 (日曜・祝日・弊社休業日は除く)

■電話【固定電話から】 **0120-996-332(無料)**

【携帯電話・PHSから】 **0570-037-613(一般電話・有料)**

■ファックス **0120-977-516(無料)**

記載内容は、予告なく変更させていただくことがありますので予めご了承ください。

目次

ソフトウェア使用許諾契約	3
「楽ナビLite」サービス基本約款	4
同梱物一覧表	7
バージョンアップの流れ	7
バージョンアップ後について	7
デバイスナンバーを確認する	8
更新パスワードを取得する	9
お客様登録がお済みでない方は	9
バージョンアップを行う	10
収録データベースについて	11
保証規定	12
商標	12

メモ

- 本書で使っているイラストや画面例は、実際の製品と異なることがあります。
- 実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。

本パッケージを使用する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、バイオニア株式会社（以下弊社といいます）が、お客様に提供する楽ナビ Lite マップ Vol.7・SD 更新版（型番：CNSD-R700 をいひ、以下本ソフトウェアといいます）の使用権の許諾に関して定めるものです。

本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。

お客様は、このパッケージを開封するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で開封してください。お客様が、このパッケージを開封された場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第1条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、弊社製の楽ナビ Lite（以下対象楽ナビ Lite といいます※1）専用のバージョンアップ・ソフトウェアです。

※1：対象楽ナビ Lite の型番は、次に記載するとおりです。

- ・AVIC-MRZ80
- ・AVIC-MRZ088

第2条（更新パスワード）

1. お客様は、本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールするに先立って、ファクシミリまたは電話により弊社に申込みを行い、弊社から更新パスワードを取得していただく必要があります。

2. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア1枚につき1回に限り更新パスワードを発行し、弊社が特に認めた場合を除き更新パスワードの再発行は行いません。

3. お客様は、弊社から取得した更新パスワードを忘失した場合、ファクシミリまたは電話により弊社に申込みを行い、更新パスワードを確認することができます。

第3条（本ソフトウェアのインストール）

1. お客様は、弊社が発行する更新パスワードを使用して1回に限り本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールし、かかる対象楽ナビ Lite において本ソフトウェアを使用することができます。

2. お客様が、複数の対象楽ナビ Lite に本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第4条（インストールの所要時間）

本ソフトウェアの対象楽ナビ Lite へのインストールに要する時間は約60分間です。

第5条（制限事項）

1. 対象楽ナビ Lite ヘインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象楽ナビ Lite に再インストールし、あるいは他の対象楽ナビ Lite にインストールすることはできません。従って、お客様は、本ソフトウェアを第三者に販売、貸与、譲渡、転売する等の行為を行わないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様は、本ソフトウェアの複製物、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等を行うことはできず、さらに、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。
3. お客様は、弊社所定の方法によることなく不正な方法で更新パスワードを取得してはならず、また、不正な方法で取得した更新パスワードを自ら使用し、あるいは第三者に開示・使用させる等の行為を一切行わないものとします。

第6条（権利の帰属等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメント・ピー株式会社（以下「IPC」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
2. 利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他の知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物等であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。（免責）

第7条（免責）

1. 弊社及びIPC（以下弊社等といひます）は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
2. 弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
3. 本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、現実にお客様に生じた通常・直接の損害に限るものとし、弊社に故意又は重大な過失がない限り、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第8条（解除・損害賠償）

1. 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとします。

以上

ニックネーム発行またはお客様登録をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ Lite」サービス基本約款

第 1 章 総 則

第 1 条 (本サービス)

1. 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Lite のユーザー専用サービスの総称をいいます。
2. 本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、Bluetooth 対応携帯電話機が必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合がありますので、ご注意ください。※ 1

※ 1：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける携帯電話機の機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ (<http://pioneer.jp/carrozzeria/carnavi/info/keitai-check/list.php>) に記載しております。

第 2 条 (本約款の適用)

1. 本約款は、パイオニア販売株式会社 (以下「当社」といいます) が管理・運営する本サービスの利用規定について定められたもので、本サービスの加入者 (以下「加入者」といいます) に適用されます。
2. 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがありますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
3. 本サービスのうち「スマートループ」に関する利用規定については、別途「スマートループ」利用約款」を定めております。「スマートループ」を利用する加入者には、本約款に加え、「スマートループ」利用約款」の定めが適用されます。「スマートループ」の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、本サービスへの加入申込に加えて、「スマートループ」利用約款」の内容を確認の上、所定の手続きに従って別途「スマートループ」の利用登録も行ってください。

第 2 章 利用条件

第 3 条 (本サービスの追加・変更等)

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合、その提供を中止することができるものとします。

第 4 条 (携帯電話機等の用意)

1. 加入者は、Bluetooth 対応携帯電話機を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
2. 携帯電話機を使用して本サービスを利用できる

区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビル影、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

第 5 条 (利用時間)

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第 3 章 加入申込

第 6 条 (加入申込の単位)

加入者は、楽ナビ Lite 1 台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第 7 条 (加入申込)

1. 本サービスへの加入希望者は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。加入申込にあたっては、氏名、住所、連絡先その他所定の事項を当社に届け出るものとします。
2. 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - (1) 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - (2) 第 10 条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
 - (3) 過去に第 14 条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - (4) 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - (5) 加入の対象となる楽ナビ Lite が盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - (6) その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。
3. 第 1 項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

第 8 条 (ニックネーム・パスワード)

1. 加入者は、前条第 1 項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。
2. 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとし、ます。

第 4 章 加入者の諸義務・当社の免責

第 9 条 (変更の届け出)

加入者は、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

第 10 条 (禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (3) 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
- (5) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

第 11 条 (権利関係)

本サービスにより加入者に提供される情報に関する一切の権利は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第 12 条 (当社の免責)

1. 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
2. 当社は、理由のいかなるを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第 5 章 利用の終了

第 13 条 (退会)

1. 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
2. 加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第 14 条 (提供停止、資格取消)

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本約款または個別のサービス約款に違反した場合。
- (2) 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。

第 6 章 その他

第 15 条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びバイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。

2. 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報（バイオニア株式会社及びバイオニアグループ会社に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。

3. 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第 16 条 (権利義務の譲渡禁止)

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第 17 条 (個別のサービス約款)

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第 18 条 (本約款の改定)

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第 19 条 (準拠法・合意管轄)

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則

『スマートループ』に関する利用規定

1. 目的

『スマートループ』は、バイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、バイオニア製の『スマートループ』対応カーナビゲーションに蓄積されたプローブ情報（※ 1）及び第三者から提供を受けたプローブ情報を利用して作成する渋滞情報をユーザーに還元・提供することを目的としたシステムです。

※ 1：プローブ情報とは、走行履歴と走行速度のデータをいいます。

2. 携帯電話機の用意

『スマートループ』の利用者は、Bluetooth 対応携帯電話機（※ 2）を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

※ 2：接続可能な携帯電話機の詳細は、楽ナビ Lite 専用ホームページ (<http://pioneer.jp/carrozzeria/carnavi/info/keitai-check/list.php>) に記載されています。

3. 利用登録

- (1) 『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、「楽ナビ Lite」サービス基本約款（以下「基本約款」といいます）と本約款の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。

- (2) 利用登録にあたっては、利用期間を設定します。初回の利用期間は、自動的に 12 ヶ月間が選択されますが、利用登録後、下記 (3)

に従い利用期間を変更することができます。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。この場合は、3ヵ月間、6ヵ月間、12ヵ月間のいずれかを利用期間として選択してください。なお、『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ Lite ユーザー（以下「利用登録者」といいます）は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。

(3) 利用登録者は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

4. プロブ情報の送信

(1) 利用登録者が楽ナビ Lite を起動中、一定時間ごとに自動的にプロブ情報が専用サーバーに送信されます。（一定時間ごとに自動的に送信しないよう設定することもできます。その場合は、利用登録者が別途操作を行うことにより、プロブ情報が専用サーバーに送信されません。）

(2) 利用登録者は、楽ナビ Lite の「プロブ情報送信」モードを設定することで、プロブ情報送信の“ON”と“OFF”を選択することができます。

(3) プロブ情報の送信にあたっては、利用登録者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ Lite の「プロブ情報送信」モードの設定が“ON”となっている場合には、プロブ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ Lite に『スマートループ渋滞情報』（※3）が配信されます。

※3：『スマートループ渋滞情報』とは、①利用登録者から提供された VICS エリア外の過去 1 時間のプロブ情報を統計処理した渋滞情報、②利用登録者から提供された VICS エリア外の過去 90 日間のプロブ情報を統計処理した渋滞予測情報、③ VICS センターより提供されたより広範囲な VICS 情報（オンデマンド VICS）のそれぞれの情報を最適化した渋滞情報であり、提供時点におけるリアルタイムの渋滞情報とは異なります。

6. 利用条件

プロブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ Lite に接続した携帯電話機による通話及び Eメールの送受信はできません。また、楽ナビ Lite に接続する携帯電話機の機種によっては、プロブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、プロブ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります。

7. プライバシー情報・個人情報

利用登録者が『スマートループ』により当社に提供するプロブ情報には、利用登録者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

8. プロブ情報の利用方法・目的

(1) 当社は、利用登録者から提供されたプロブ情報を、パイオニアグループ会社に提供します。

(2) パイオニアグループ会社では、プロブ情報及びプロブ情報に基づき作成した統計デー

タ（※4）を次の目的に利用します。

① 『スマートループ渋滞情報』を含む各種の道路交通情報及び地図データの作成

② パイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供

③ カーナビゲーション製品及びプロブ情報に関する研究・開発

④ その他プロブ情報に関連する事業の遂行

(3) パイオニアグループ会社は、上記(2)の目的及び第三者が遂行するプロブ情報に関連する事業のために、プロブ情報及びプロブ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プロブ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。

※4：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

9. その他

本約款に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

以上

2008年11月 施行

2009年10月 改正

同梱物一覧表

作業に入る前に、同梱物をご確認ください。



バージョンアップ
手順書(本書)



更新パスワード
発行申込書



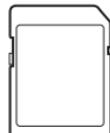
お客様登録申込書



メディアナンバーカード



キャンペーンチラシ



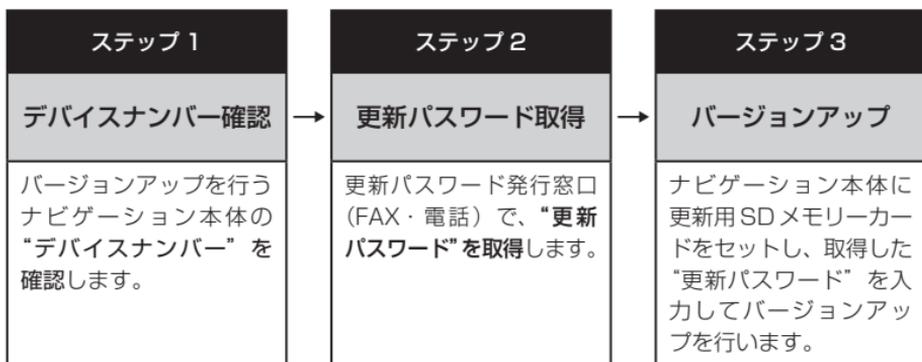
更新用 SD メモリーカード

ご注意

- 更新用 SD メモリーカードに保存されているファイルなどを削除しないでください。削除するとバージョンアップが正常に終了できなくなります。
- メディアナンバーカードおよびメディアナンバーは、いかなる理由があっても再発行いたしません。破損や紛失をされないようご注意ください。
- メディアナンバーは、パッケージごとに異なる番号が記載され、更新パスワード取得時および確認時に必要となります。第三者に漏洩しないよう、お取扱いには十分ご注意ください。

バージョンアップの流れ

バージョンアップは、次のような流れになります。



バージョンアップ後について

- バージョンアップを行うと下記の情報が消去される場合があります。必要に応じて再設定してください。
ロゴマーク表示設定/機能設定/車両設定/音量設定/検索履歴/案内中のルート/マップクリップのサイズ/走行軌跡

ステップ 1：デバイスナンバーの確認（ナビゲーションでの操作）

次の方法で、バージョンアップするナビゲーション本体の“デバイスナンバー”をご確認のうえ、同梱の「メディアナンバーカード」にお控えください。

デバイスナンバーを確認する

次の方法で、ナビゲーション本体のデバイスナンバーを確認します。

1 メニューボタン を押し、設定・編集 にタッチする



2 各種情報 にタッチする



3 バージョン情報 にタッチする



デバイスナンバーが表示されます。



4 デバイスナンバーをメディアナンバーカードに転記する

メディアナンバーカード

メディアナンバー
XXXXABCDEF0123456789
メディアナンバーは、更新パスワード取得時および確認時に使用します。

デバイスナンバー
X X X X
デバイスナンバーは、更新パスワード取得時のナビゲーション本体のメニューで確認し、ここに記入してください。更新パスワードの取得方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。

更新パスワード

更新パスワードは手続き終了後に取得できます。更新パスワード取得後、ここに記入してください。更新パスワード申請方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。
※使用される文字列は、数字の0～9、英字A～Fから構成されています。空白は避けてご注意ください。

バージョンアップの証明について

- 本書は、ナビゲーション本体の修理時にバージョンアップの証明書として提出が必要になる場合があります。
デバイスナンバー、更新パスワード、機種名、製造番号をご記入後、保証書と共に大切に保管してください。

機種名
A V I C - M R Z
ナビゲーション本体の機種名を記入してください。機種名は、保証書またはナビゲーション本体の前面または裏面に印刷されています。

製造番号

ナビゲーション本体の製造番号 (SERIAL NO.) を記入してください。製造番号は、保証書またはナビゲーション本体の裏面に印刷されています。

ステップ3：バージョンアップの開始（ナビゲーションでの操作）

ご注意

- バージョンアップ所要時間は約60分間です。また、バージョンアップの途中でエンジンを切った場合でも、次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。
- バージョンアップ中は、本機のすべての機能が使用できません。

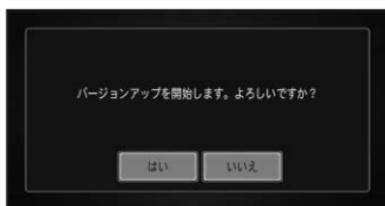
バージョンアップを行う

次の方法で、バージョンアップを行います。メディアナンバカードを用意してから操作してください。

1 更新用SDメモリーカードをナビゲーション本体に挿入する

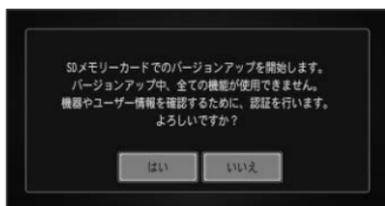
しばらくすると、次の画面が表示されます。

2 はい にタッチする



バージョンアップデータの確認を開始し、更新準備が完了すると、手順3の画面が表示されます。

3 はい にタッチする



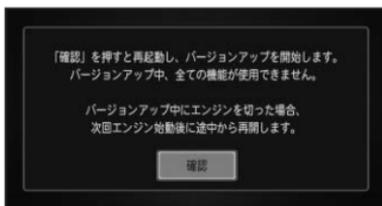
4 確認 にタッチする



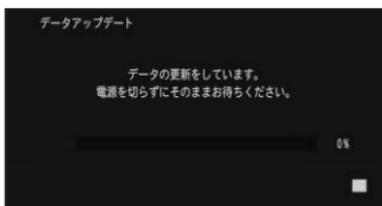
5 更新パスワードを入力し、入力完了 にタッチする



6 確認 にタッチする



再起動後にデータの更新を開始します。



データの更新が完了すると、次の画面が表示されます。

7 更新用SDメモリーカードを取り出し、**確認**にタッチする



再起動後、引き続きソフトウェアのバージョンアップが開始されます。

再起動後に地図画面が表示されたら、バージョンアップ完了です。

メモ

- 再起動後、更新画面の状態がしばらく続きます。地図画面が出るまでエンジンを切らないでください。

8 “ステップ1:デバイスナンバーの確認”の手順に従って、**地図とソフトのバージョンを確認**する

バージョンアップが完了すると、以下のように表示されます。

地図バージョン：2015年4月版
ソフトバージョン：3.00

収録データベースについて

地図データについて

- 日本測地系に対応しています。
- いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- この地図の作成にあたっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。(測量法第44条に基づく成果使用承認13-131)「©2009-2014 一般財団法人日本デジタル道路地図協会」2014年3月発行を使用。
- この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H・1 - No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第180号 平成22年9月28日)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の災害復興計画基図を使用した。(承認番号 平24情使、第199号-10号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5千分の1国土基本図を使用した。(承認番号 平26情使、第74号-10号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第163号-10号)
- このデータは、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H1 - No.15「小笠原諸島西之島周辺の正射画像(平成26年7月4日撮影)」を利用して作成したものである。(承認番号 国地企調第155号 平成26年8月4日)

道路データについて

- 本製品の道路データは調査時点の情報を収録しています。調査後に開通期日などが変更になることにより、実際の道路と異なる場合がありますのでご注意ください。

交通規制データについて

- 本製品に使用している交通規制データは、2014年9月現在までに独自収集した情

報、及び、警察庁交通規制情報管理システム月次出力データの情報に基づき、制作したものです。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示等に従ってください。

- 本製品に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車等の規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

有料道路料金データについて

- 本製品に使用している有料道路の料金データは 2015 年 2 月までの調査で 2015 年 4 月 1 日時点の軽自動車・中型自動車・普通自動車のものです。(ただし、2015 年 5 月までに開通予定の圏央道 神崎 IC ~ 大栄 JCT の料金には対応しています。) 2012 年 1 月 1 日実施の距離別料金制については現金車料金のみに対応としています。

VICS サービスエリアについて

- 本製品に収録されている VICS エリアは下記の都道府県が対象となります。
北海道(北見)(旭川)(札幌)(釧路)(函館)、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、福井県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- VICS サービスエリアが拡大されても、本製品では新しく拡大されたサービスエリアでのレベル 3 (地図表示型) 表示はできません。

その他情報提供元

- NTT タウンページ株式会社 (2014 年 9 月現在のタウンページデータ)
- 公益財団法人交通事故総合分析センター (ITARDA) の 1999 年度の高速道路事故多発地帯データ
- (株) アイ・エム・ジェイ (2014 年 9 月現在の駐車場データ)

メモ

- 収録データベースに誤字、脱字、位置ずれなどの表記上または内容上の誤りがあったとしても弊社は補償するものではありません。

保証規定

- パーバージョンアップを実施したことにより、お買い上げいただいたナビゲーション本体の保証期間が変更、または延長されるものではありません。あらかじめご了承ください。
- 弊社は、本製品に収録された地図データ等が完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本製品の使用にあたり、お客様又はその他の方にいかなる損害が発生したとしても、弊社は補償するものではありません。

商標

- SDHC ロゴは、SD-3C,LLC の商標です。



パイオニア株式会社

〒212-0031

神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号

©パイオニア株式会社 2015
> KKYZ15D > < IRA1838-A >